

令和8年度 東京港オフピークシャトル輸送実証事業の
参画者募集について

募集要領

令和8年7月 株式会社野村総合研究所

(委託者：東京都港湾局)

目次

1. 本事業の背景・目的.....	1
1. 本事業の背景.....	1
2. 本事業の目的.....	4
2. 実証事業の内容.....	5
1. 実証事業の概要.....	5
2. 実証事業のスケジュール.....	6
3. 実証事業の実施内容.....	7
3. 港内シャトル依頼者の要件・実施内容.....	10
1. 港内シャトル依頼者の要件.....	10
2. 港内シャトル依頼者の実施内容.....	11
4. 参画事業者の応募・決定.....	13
1. スケジュール.....	13
2. 応募・決定.....	13
3. 応募書類.....	14
5. その他.....	15

1. 本事業の背景・目的

1. 本事業の背景

東京港は1998（平成10）年から外貿コンテナ取扱個数が連続日本一の実績を誇る日本を代表する国際貿易港であり、世界の主要港とコンテナ定期航路のネットワークによって結ばれ、首都圏の産業の発展や住民の生活を支える基幹的な物流拠点としての機能を担っています。

東京港と日本全国の間コンテナ貨物輸送の多くはトラックによってなされています。2024年5月に改正された「物資の流通の効率化に関する法律（物流効率化法）」では、すべての荷主・物流事業者に対して、荷待ち時間の短縮など物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課せられるようになりました。努力義務は、貨物の発送を行う発荷主、貨物を受け取る着荷主の双方が対象となります。トラックの輸送力不足に対応するため、物流事業者のみならず荷主にも、物流効率化に資する取り組みの推進が求められています。

努力義務	取組内容（抜粋）	各主体の努力義務対象					
		（主に発荷主） 第一種荷主	（主に着荷主） 第二種荷主	連鎖化事業者	運送事業者等 貨物自動車	倉庫業者	それ以外
1.積載効率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 繁閑差の標準化、納品日の集約 ● 物流・販売・調達等関連部門の連携 	○	○	○	○		
2.荷待ち時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ● トラック予約受付システムの導入 ● 混雑日時を回避した日時設定 	○	○	○		○	
3.荷役等時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送用器具導入による荷役等の効率化 ● 事前出荷情報の活用 	○	○			○	○
4.実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組の実施状況・効果の把握 ● 関係事業者間での連携推進 	○	○	○	○	○	○

図表 努力義務と主な取組内容

出所) 国土交通省・経済産業省・農林水産省『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』より作成

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/5minutes/#02>

東京港のコンテナゲートへの来場台数を時間別に分析すると、午前はゲート処理能力を下回る台数の来場にとどまる一方で、午後や夕方に来場が集中する傾向にあります。その結果、混雑時の午後や夕方に来場したトラックは、ゲート前の待ち列に並び、待機時間が長時間に及ぶことがあります。

コンテナゲートへの来場台数が午後や夕方に集中する傾向が続くと、午後や夕方に来場する運送事業者は、ゲート前で長時間の待機を強いられることとなります。また、東京港としては、午前中は処理台数の余力があるにもかかわらず、それを有効に活用できていないこととなります。

	現在（午後や夕方に来場）	午前中への移行
荷主・ 物流事業者	ゲート前で長時間の待機が必要 労働時間規制が厳格化しているにもかかわらず、 輸送効率が良いとは言えない	ゲート前の待ち時間を抑制でき、 効率的な輸送計画を組み立てられる
東京港	午前中は処理台数の余裕がある一方で、午後や夕方は処理能力を超過してしまい、 ターミナルオペレーターの負荷が重くなる	少しでも多くの来場者に対して、 待ち時間を短くする機会を提供できる

図表 来場時間の変更による主体別のメリット

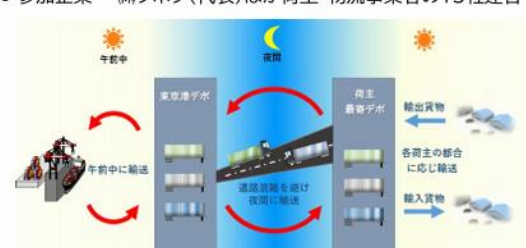
来場時間を午前中に移行できれば、荷主や物流事業者はゲート前の待ち時間を抑制でき、効率的な輸送計画を組み立てることができます。また、東京港としては、コンテナゲートの処理能力を最大限に活用し、少しでも多くの来場者に待ち時間を短くする機会を提供できるようになります。

一方で、来場時間を午前中に移行するには、荷主や物流事業者など多くの関係者の協力が必要です。また、リードタイムやコストなどの観点で、様々な課題が発生しうると考えられます。

このような背景を踏まえ、東京都では、東京港と荷主・物流事業者の双方の課題解決に資する取組として、午前中などコンテナターミナルが比較的空いている時間帯に搬出入を行う「オフピーク搬出入」を推進しています。令和6・7年度は、複数の荷主・物流事業者が連携し、午前中に搬出入を行う「東京港オフピーク搬出入モデル事業」を実施しました。

1 オフピーク搬出入モデル事業

- 実施期間 令和7年11月4日(火)から12月12日(金)まで
- 輸送本数 427本
- 参加企業 ㈱クボタ(代表)ほか荷主・物流事業者の15社連合



■ 令和6年度 検証結果(一例)

(ゲート前の待ち時間) 43分 → **7分**

(輸送効率) 2本 → **3本/人日**

(ドライバーの運転時間) 3.2時間 → **1.5時間/1貨物**

■ 令和7年度 新たな物流効率化の取組事例

- 夜間輸送の体制構築による車両効率の向上
- 中継輸送によるCRUの実施とドライバーの負担軽減
- 物流拠点の変更によるサプライチェーン効率化の試行

図表 東京港オフピーク搬出入モデル事業の概要

出所) 令和7年度「東京港のつどい」より

なお、「東京港オフピーク搬出入モデル事業」の取組結果は下記のページで紹介されています。

■東京港におけるオフピーク搬出入の推進

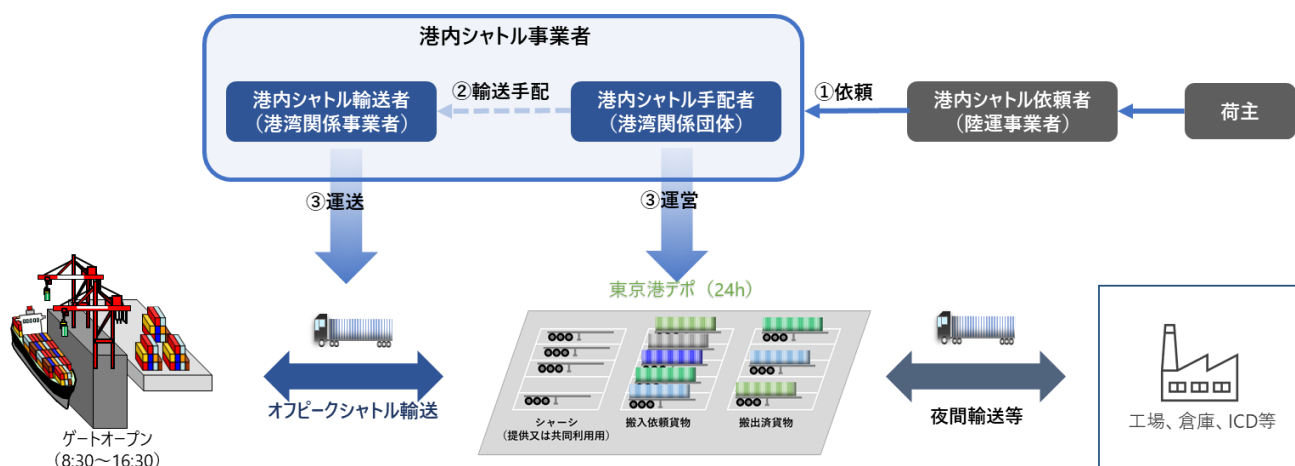
<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/logistics/off-peak>

2. 本事業の目的

令和6・7年度に実施した「東京港オフピーク搬出入モデル事業」では、輸送効率の向上などの効果が確認できました。一方で、東京港付近に車庫がない陸運事業者にとっては配車調整等のオペレーションが煩雑になる等の課題も明らかになりました。

令和7年度には、上記の課題を踏まえて、引き続き、上記の輸送モデルやオフピーク搬出入の拡大を図るため、東京港コンテナターミナルと東京港デポ間の輸送をより効率的に実施するための新たな輸送のしくみとして、「東京港オフピークシャトル輸送事業」の検討を行いました。

東京港オフピークシャトル輸送事業では、港内シャトル依頼者（陸運事業者）の依頼に基づき、東京港付近に拠点を持つ港内シャトル事業者が、コンテナターミナルのオフピーク時間帯を活用し、コンテナターミナルと東京港デポ間の輸送を集中的に実施します。この仕組みにより、午前中に東京港へ来場することが難しい陸運事業者であっても、シャトル事業者にターミナルの搬出入を依頼することで、オフピーク搬出入を行うことが可能となります。



図表 「東京港オフピークシャトル輸送事業」のイメージ

令和8年度は、「オフピークシャトル輸送」を実証事業として実施し、簡易な運用システムを用いた予約・情報伝達等のオペレーションの円滑化を図るとともに、運用上の課題を検証します。

また、「オフピークシャトル輸送」においては、東京港デポでオンシャシーの状態ではコンテナを保管する等により、シャシーの稼働率が低下し、シャシー不足が生じるおそれがあります。このため、港内シャトル事業者がシャシーを提供する仕組みについても併せて検証します。（このシャシーを「共同シャシー」と呼びます）

都が委託した事業プロモーター（株式会社野村総合研究所）が、「東京港オフピークシャトル輸送実証事業」への参画者を募集します。あわせて、実施に向けたアドバイス等の実施サポートや運営支援を行います。実証事業の内容や支援の詳細は、次ページ以降をご確認ください。

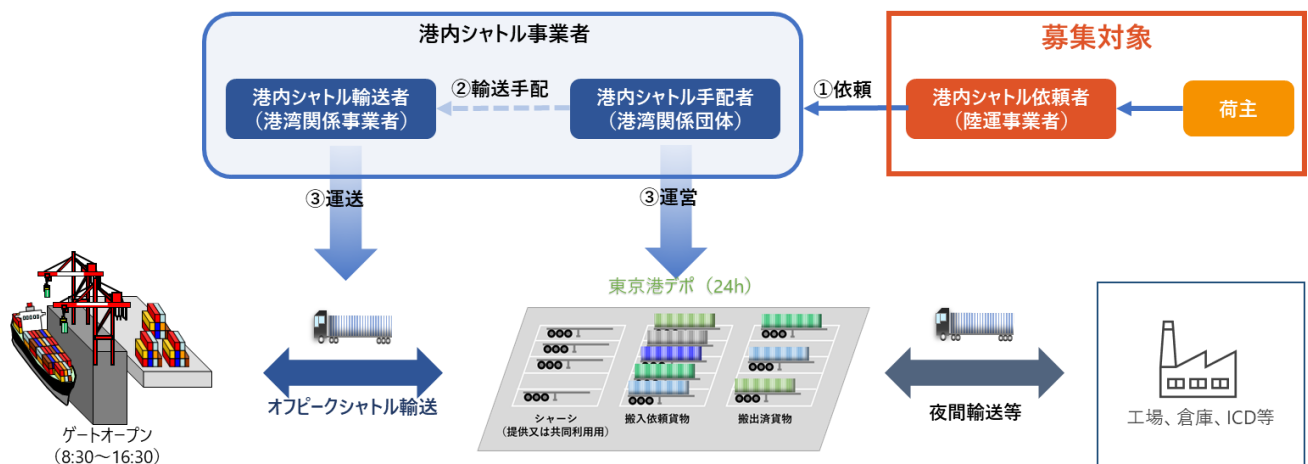
東京都と共に物流効率化を目指し、オフピークシャトル輸送の仕組みづくりにご協力いただける荷主・陸運事業者の皆様のご参画をお待ちしております。

2. 実証事業の内容

1. 実証事業の概要

実証事業では、「オフピークシャトル輸送」におけるオペレーションの円滑化や課題を検証するために、実際の貨物を用いて輸送を行います。参画事業者の皆様には、コンテナターミナルにおけるコンテナ搬出入を港内シャトル事業者に依頼する「港内シャトル依頼者」として本事業に参画していただきます。

シャトル輸送の依頼を受け東京港デポの運営やターミナルとの間の輸送を実施する港内シャトル事業者については、「東京港港湾運送事業協同組合」が中心となって関係事業者と連携し、オフピークシャトル事業を実施します。

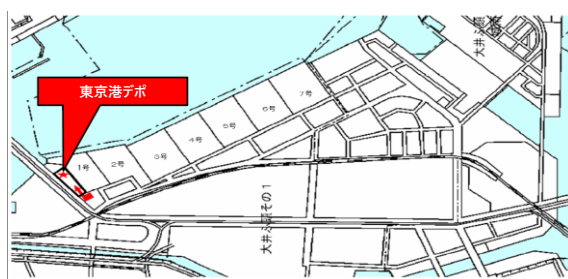


図表 「東京港オフピークシャトル輸送事業」のイメージ (再掲)

■東京港デポ (大井北時間貸しシャーシプール) の概要

本事業で活用する「東京港デポ」は、「大井北時間貸しシャーシプール」(年中無休・24時間営業)の一部の区画を暫定的に活用する予定です。(20区画程度)

また、本事業で導入する「共同シャーシ」は、下記の「東京港デポ」にて貸出・返却します。



図表 東京港デポの位置図

- ・ 警備員が常駐し、入退場を管理しています。
- ・ 実証事業においては東京港デポの利用料は無償です。
※入退場等の運用の詳細は、参加者確定後にお知らせします。
- ・ 駐車中は、利用者の責任のもとご利用いただけます。

■モデル事業の推進に向けた東京港デポの活用

オフピーク搬出入の更なる推進を図るため、本事業に参加される企業様は、事業期間中はシャトル輸送とは別に、東京港デポの一部区画（オフピークシャトル輸送用の区画とは別の 20 区画程度）を「モデル事業」区画として無償で利用することができます。

ここでいう「モデル事業」とは、令和 6・7 年度に実施した、東京港デポを活用して企業様ご自身が午前中のオフピーク時間帯に搬出入を行う輸送モデル（P 2～3 に記載）を指します。

2. 実証事業のスケジュール

本事業のスケジュールは下記図表のとおりです。輸送期間は令和 8 年 11 月以降の土日を除く 30 日間程度を予定しています。（詳細は、「3. 実証事業の実施内容」に記載の通りです）

本事業では、他社のシャーシを牽引する（港内シャトル依頼者のシャーシを、港内シャトル事業者が牽引する等）場面が発生するため、必要に応じて車検証における車両の型式登録、特車申請を事前に実施する必要があります。

そのため、本実証事業の参画事業者には、港内シャトル事業者と協議のうえ、事業に使用する可能性のある車両を選定し整理していただくとともに、必要に応じて輸送開始までに必要な手続・申請を行っていただく必要があります。この手続に必要な実費については、事前に調整のうえ、港内シャトル事業者が負担します。

	8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬
利用する車両や各参加者の利用期間等の調整																
必要な手続・申請の実施																
詳細な輸送オペレーションに関するすり合わせ																
予約受付の開始																
輸送実施（第Ⅰ期）																
輸送実施（第Ⅱ期）																
輸送実施（第Ⅲ期）																
実証後の振り返り・結果検証																

図表 実証事業のスケジュール

3. 実証事業の実施内容

実証事業におけるオフピークシャトル輸送の実施のフローとスケジュールは下記の通りです。

フロー	概要	スケジュール(予定)
① 手続・申請	<ul style="list-style-type: none"> 現状の法制度等に基づき、必要な手続・申請を行う (自動車検査証の記載事項の変更、特殊車両通行許可申請、等) 	8月～10月
② 輸送依頼 輸送計画策定	<ul style="list-style-type: none"> 港内シャトル依頼者が、オフピークシャトル輸送を依頼する 港内シャトル事業者が、輸送依頼をもとに、輸送計画を策定する 	予約開始 11月
③ 輸送	<ul style="list-style-type: none"> 港内シャトル依頼者が、東京港デポと工場、倉庫等との間の輸送を実施する 港内シャトル事業者が、オフピークシャトル輸送を実施する 	11月以降 土日を除く 30日間程度

図表 オフピークシャトル輸送のフロー・スケジュール (予定)

オフピークシャトル輸送の輸送は、港内シャトル依頼者及び港内シャトル事業者の習熟を図るため、下記のとおり2週間ごとに3期に分けて実施を予定しています。なお、輸送期間は変更となる場合がありますのでご注意ください。

期間	日程	日数	共同シャーシ	1日あたりセット数	1日あたり輸送本数	期間中の輸送本数
I期	11月9日(月)～11月20日(金)	10日間	4本程度	2セット/日	4本/日	40本
II期	11月24日(火)～12月4日(金)	9日間		3セット/日	6本/日	54本
III期	12月7日(月)～12月18日(金)	10日間		4セット/日	8本/日	80本
合計		29日間	-	-	-	174本

図表 オフピークシャトル輸送の輸送計画

① 手続・申請

法令に基づき、車検証における型式登録、特車申請、シャーシの相互利用協定等を必要に応じて実施します。なお、法令手続に必要な費用は、港内シャトル事業者が負担しますが、手続は参画事業者で行っていただく場合があります。

② 輸送依頼

港内シャトル依頼者^{*1}においては、オフピークシャトル輸送を実施する日(シャトル輸送日)を基準に、下記の期限までにシャトル輸送の予約・港内シャトル事業者への情報伝達をしていただきます。

- 輸送依頼(予約)は原則2週間前^{*2}から2営業日前までに実施し、使用する車両情報を伝達

- シャトル輸送日の前日 15:00 までに、コンテナ情報を港内シャトル事業者へ伝達

※1 オフピークシャトル輸送を依頼するのは、参画事業者のうちの陸運事業者になります。

オフピークシャトル輸送の依頼や情報伝達の際には、今回試作する簡易システムを使っていただく予定です。

※2 I期の予約開始は1週間前からを予定しています

対象コンテナはドライコンテナに限り、危険品は対象外です。シャトル輸送の対象となるバンプールについては参画者決定後、調整のうえ決定します。

- 対象コンテナ：20ft・40ft・40ft 背高／ドライコンテナのみ／実入り・空
- 対象貨物（品目）：危険品以外、輸入の場合は輸入許可が切れている貨物
- 対象ターミナル：品川コンテナふ頭、大井コンテナふ頭、青海コンテナふ頭、中央防波堤外側コンテナふ頭及び指定するバンプール

本事業では、1本のシャーシで搬出と搬入を行いますので、搬出・搬入（2本）を1セットとして、依頼してください。

【輸送パターン（例）】

A) 「輸出」：「輸出の実入りコンテナの搬入」＋「輸出の空コンテナのピック」のセット

B) 「輸入」：「輸入の空コンテナの返却」＋「輸入の実入りコンテナの搬出」のセット

C) 「往復実入り」：「輸出の実入りコンテナの搬入」＋「輸入の実入りコンテナの搬出」のセット

※ このほか、往復空コンテナの輸送も可能です

また、輸送依頼（予約）時には、シャトル輸送時に利用するシャーシについて、港内シャトル依頼者自身のシャーシ（依頼者シャーシ）か、共同シャーシを利用するかを選択していただきます。

③ 輸送

港内シャトル依頼者においては、下記の時間帯に東京港デポへの搬出入を実施していただきます。

- 東京港デポへのコンテナの搬入は、各シャトル輸送日の前日 12:00～当日 6:00 の間に実施
 - 東京港デポからのコンテナの搬出は、各シャトル輸送日の当日 18:00～翌日 12:00 の間に実施
- ※ただし、シャトル輸送が完了次第、搬出可能。

港内シャトル依頼者による東京港デポへのコンテナの搬出入の実施日については、利用するシャーシが依頼者シャーシか共同シャーシかによって異なります。

- 依頼者シャーシの場合：依頼者シャーシは通常内陸側にあるため、最初は、港内シャトル依頼者が予め内陸に輸送しておいたコンテナを依頼者シャーシで東京港デポに搬入する流れになります。
- 共同シャーシの場合：共同シャーシは東京港デポにあるため、最初は、港内シャトル事業者が共同シャーシでコンテナを CY や VP から搬出し、東京港デポに搬入する流れになります。

具体的な輸送イメージは巻末の参考資料をご参照ください。

□ : 港内シャトル事業者 □ : 港内シャトル依頼者

	パターン	A: 輸出	B: 輸入	C: 往復実入り	A: 輸出	B: 輸入	C: 往復実入り
	オフピークシャトル輸送の利用シャーシ	依頼者シャーシ	依頼者シャーシ	依頼者シャーシ	共同シャーシ	共同シャーシ	共同シャーシ
	コンテナ	①実入り ②空	①空 ②実入り	①実入り ②実入り	①空 ②実入り	①実入り ②空	①実入り ②実入り
N-2日	夜間A (0:00-6:00)	予約開始: シャトル輸送日の2週間前から ※車両情報が未確定でも仮押さえ可					
	午前 (6:00-12:00)						
	午後 (12:00-18:00)						
	夜間B (18:00-24:00)	予約・車両情報切れ: シャトル輸送日の前々日					
N-1日	夜間A (0:00-6:00)						
	午前 (6:00-12:00)	シャトル輸送の配車調整・確定					
	午後 (12:00-18:00)	コンテナ情報切れ: シャトル輸送日の前日15:00					
	夜間B (18:00-24:00)	①貨物搬入	①空バン搬入	①貨物搬入			
N日	夜間A (0:00-6:00)						
	午前 (6:00-12:00)	①CY搬入	①CY/VP返却	①CY搬入	①CY/VPピック	①CY搬出	①CY搬出
	午後 (12:00-18:00)	②CY/VPピック	②CY搬出	②CY搬出			
	夜間B (18:00-24:00)						①貨物搬出
N+1日	夜間A (0:00-6:00)	②空バン搬出	②貨物搬出	②貨物搬出	①空バン搬出	①貨物搬出	デバンニング
	午前 (6:00-12:00)				バンニング	デバンニング	バンニング or 積み替え
	午後 (12:00-18:00)				②実入り搬入	②空バン搬入	
	夜間B (18:00-24:00)						②実入り搬入
N+2日	夜間A (0:00-6:00)						
	午前 (6:00-12:00)				②CY搬入	②CY/VP返却	②CY搬入
	午後 (12:00-18:00)						
	夜間B (18:00-24:00)						

図表 オフピークシャトル輸送のタイムライン (現状想定)

本事業では、港内シャトル依頼者に関連する内容として、主に下記内容を検証します。本事業の参画事業者には、下記内容の検証に協力していただきます。

	フロー	概要	検証内容
実証中	① 手続・申請	・現状の法制度等に基づき、必要な手続・申請を行う	・実施に必要な手続・申請を、問題なく完了できるか
	② 輸送依頼 輸送計画策定	・オフピークシャトル輸送を依頼する	・輸送依頼開始のタイミングはいつが最適か ・どのタイミングでどのような情報を伝達する必要があるか
	③ 輸送	・オフピークシャトル輸送を実施する	・実際の輸送を、計画通りに実施できるか ・想定されるイレギュラー事象に対してどのように対応するか
	実証後の振り返り		・オフピークシャトル輸送を利用するメリットは何か ・継続的に利用するにあたり、どのように改善すべきか

図表 本事業での検証内容

3. 港内シャトル依頼者の要件・実施内容

1. 港内シャトル依頼者の要件

参画事業者の皆様には、「港内シャトル依頼者」として本事業に参画していただきます。

今回の募集は、オフピークシャトル輸送のサービス提供を目的とするものではなく、当該輸送の仕組みづくりを共に推進していただけるパートナーを募集するものです。本趣旨をご理解のうえ、ご参画いただきますようお願い申し上げます。

応募に当たっては、「2. 港内シャトル依頼者の実施内容」に記載した取組を推進できる体制として、東京港を利用する荷主企業（フォワーダーも含む。）と陸運事業者が連携のうえ応募してください。なお、応募主体が荷主企業の場合は当該荷主企業の貨物を輸送する陸運事業者との連携を、応募主体が陸運事業者の場合は当該陸運事業者が輸送する貨物の荷主との連携を、それぞれ必須とします。また、複数の荷主企業と陸運事業者によりコンソーシアムを構成して応募することも可能です。その場合は代表企業を定め、当該代表企業が応募書類を提出してください。なお、応募者多数の場合は、希望する輸送本数や共同シャーシの利用本数について、ご希望どおりに受け付けられない場合があります。

参画事業者は、下記の全ての項目に合意していることを前提とします。なお、コンソーシアム形式の場合は、コンソーシアムに参画するすべての主体が下記に合意していることを前提とします。

- 陸運事業者は、公益社団法人全日本トラック協会又は各都道府県のトラック協会の所属会員であること
- 本実証事業の関係者会議に出席するとともに、実施結果の検証に協力すること
- 本実証事業の実施内容及び企業名を東京都が公表すること
- 報告書などの実証事業の成果物については、東京都が著作権を有すること
- 次に掲げる企業に該当しないこと
 - i. 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ii. 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

また、本実証事業の参画事業者は、下記の点に留意していただく必要があります。

- 依頼者シャーシを用いる場合は、改造されていないシャーシを選定すること（必要な法定手続・申請を確実に実施するため）
- 共同シャーシを用いる場合は、輸送中にシャーシへ損傷を与えることのないよう、十分に注意して取り扱うこと
- 事業の特性上、天候、交通事情その他やむを得ない事情により遅延が発生し、希望日に輸送を完

了できない場合があることをあらかじめ了承すること。そのため、オフピークシャトル輸送の対象貨物はリードタイムに余裕がある貨物を選定すること

- 輸送を依頼する貨物については、参画事業者の責任において取り扱うこと
- 東京港デポの駐車中は、参画事業者の責任において利用すること
- 実証事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、安全性の確保に努めること

2. 港内シャトル依頼者の実施内容

港内シャトル依頼者（参画事業者の皆様）には、以下の実施内容に取り組んでいただきます。詳細は、「2. 実証事業の内容」に記載の通りです。

【輸送期間前】（実証中＞手続・申請、輸送依頼）

- 輸送期間を決定する
- 共同シャーシの利用有無を決定する
- 依頼者シャーシによりシャトル輸送を実施する場合、シャーシの選定を行う
- オフピークシャトル輸送の実施に向けた段取りを擦り合わせる
- オフピークシャトル輸送の実施に必要な準備（手続・申請）を実施する
- 普段の輸送時におけるドライバーの日報を事業プロモーターに共有する

【輸送期間中】（実証中＞輸送）

- 簡易的な運用システムを用いて、港内シャトル事業者に輸送を依頼する
- オフピークシャトル輸送の実施に必要な情報を港内シャトル事業者に伝達する
- 輸送対象のコンテナを東京港デポに搬入／東京港デポから搬出する
- 共同シャーシを利用する場合は、オフピークシャトル輸送の依頼と合わせて共同シャーシの利用を依頼し、共同シャーシを用いてコンテナを輸送する
- 輸送期間中の輸送時におけるドライバーの日報を事業プロモーターに共有する

【輸送期間後】（実証後の振り返り）

- オフピークシャトル輸送の実施に当たっての工夫、苦労した点などをまとめ、事業プロモーターに報告する
- オフピークシャトル輸送を利用するメリットや、オフピークシャトル輸送を継続的に実施していくうえでの課題などの整理・検証に協力する
- 共同シャーシを利用した場合は、共同シャーシについても上記内容を実施する

図表 港内シャトル依頼者の実施内容（概要）

本事業や実施内容の詳細については、参画事業者の決定後に、「港内シャトル事業者」及び事業プロモーターよりご説明します。また、決定した参画事業者による会議を事業期間中に複数回開催します。

初回は、令和8年7月31日（金）に予定しておりますので、ご参加ください。また、参画事業者の実施内容を整理した「オフピークシャトル輸送マニュアル」を配布する予定です。

- 開催日時：令和8年7月31日（金） 14：00 ～ 15：30
- 開催場所：田町・芝浦付近の会議室（調整中）
- 開催概要：令和8年度実証事業に関するご説明
使用する車両一覧の作成について
必要な手続・申請の実施内容について
「オフピークシャトル輸送マニュアル」の配布
輸送日程・共同シャーシ利用有無の確定

図表 東京港オフピークシャトル輸送実証事業推進会議（第1回）の概要

4. 参画事業者の応募・決定

1. スケジュール

募集から決定・事前協議までのスケジュールを記載します。

- 令和8年7月2日（木） 募集開始
- 令和8年7月29日（水）正午 応募〆切
※応募〆切が経過した後は、書類の差し替えは認められません。
- 応募書類の受領・確認後順次、事業者の決定
- 令和8年7月31日（金）（予定） 東京港オフピークシャトル輸送実証事業推進会議（初回）
※事前協議後に参加を辞退することも可能です

2. 応募・決定

(1) 応募書類の提出方法

- 応募書類は電子メールにより、下記の提出先に送付してください。なお、事業プロモーターは10MBを超えるメールを受信できないため、圧縮や分割により容量を抑制してください。
- 応募書類に不備がある場合は対象となりませんので、注意して記入してください。
- 実証事業参画事業者の決定までに、提出書類について確認などの連絡をする可能性がありますので、申込企業の担当者は確実に連絡が取れるようにしてください。

<応募書類の提出先>

株式会社野村総合研究所

アーバンイノベーションコンサルティング部

令和8年度東京港オフピークシャトル輸送実証事業 事業プロモーター

（担当：矢崎、西川、小菅）

E-mail : offpeak-ext@nri.co.jp

(2) 結果の通知

- 事業プロモーターは、提出資料に不備がないか等を確認し、「3-1. 港内シャトル依頼者の要件」に記載の要件を満たす場合は、実証事業参画事業者として決定し、個別に通知します。
- 応募後に追加資料の提出を依頼することがあります。
- 結果に関する通知以前に、結果に関する問い合わせをすることはお控えください。

3. 応募書類

応募書類は下記の一覧に記載する応募申請書・誓約書等及び証明書類です。応募申請書・誓約書等については、申請書様式内の記載事項にしたがって作成し、電子ファイルで作成してください。本要領に示された様式以外での応募は認められません。各書類は日本語で記入してください。

下表以外の補足資料やパンフレットを提出いただくことを妨げるものではありません。提出された応募書類は本事業の参画事業者決定に関する審査に使用するほか、実証事業の実施にあたりシャトル輸送に必要な情報を港内シャトル事業者を提供します。また、応募書類は返却しません。

本事業での輸送は3期に分けて実施します（詳細は、「2. 実証事業の内容」に記載の通りです）。事業プロモーターとして期間ごとの希望数量を事前に把握するため、応募主体は、**現時点で想定する期間ごとの輸送パターン別の希望数量**（複数のパターン・期間を選択することも可）を応募様式に記載してください。また、**共同シャシーの利用希望**についても応募様式に記載してください。実施に当たっては参画者の決定後に改めて調整させていただきます。なお、実施期間については変更となる場合があります。

様式	項目	記載内容
1	応募申請書・誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 申込企業、コンソーシアム形式の場合は代表企業の情報など 提出内容に虚偽が含まれないことなどに関する誓約
2	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 荷主・陸運事業者など本事業の関係者一覧表
3	【荷主用】 現在の輸送概況	<ul style="list-style-type: none"> 本事業に応募した理由 東京港を利用する貨物の輸送量、品目、拠点、ターミナル、船社
4	【陸運事業者用】 現在の輸送概況	<ul style="list-style-type: none"> 本事業に応募した理由 東京港を利用する貨物の輸送量、内陸輸送先、ターミナル
5	利用希望	<ul style="list-style-type: none"> オフピークシャトル輸送・共同シャシーの希望
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業用の区画の利用希望の有無
一般貨物自動車運送事業の許可証（写し）		<ul style="list-style-type: none"> PDFによりご提出ください
トラック協会の会員であることが証明できるもの		<ul style="list-style-type: none"> 入会承認通知書の写し、会員証明書の写し等をPDFによりご提出ください
法人登記簿謄本		<ul style="list-style-type: none"> PDFにより写しをご提出いただき、原本は第1回会議（7月31日）にお持ちください

図表 提出すべき応募書類の一覧

5. その他

本募集要領に関する問い合わせは、以下の宛先に電子メールで送付してください。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、問い合わせは、令和8年7月28日（火）正午まで受け付けます。

回答は、原則として、質問者が特定されない形で、事務局の本募集のお知らせの web サイトに「本事業に関する質問と回答.pdf」として、随時更新する形で公開する予定です。

また、応募に関してご相談がある場合にも、同様に下記の問い合わせ先までご連絡ください。

<問い合わせ先>

株式会社野村総合研究所

アーバンイノベーションコンサルティング部

令和8年度東京港オフピークシャトル輸送実証事業 事業プロモーター

（担当：矢崎、西川、小菅）

E-mail : offpeak-ext@nri.co.jp

本募集申請に関する個人情報は、株式会社野村総合研究所と東京都が共同で利用します。本応募申請に関する個人情報は、「令和8年度東京港オフピークシャトル輸送実証事業」の選定・運営支援の目的のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

また、株式会社野村総合研究所では、下記の「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に則って個人情報を管理しております。

個人情報保護方針 : <https://www.nri.com/jp/site/security>

個人情報の取扱いについて : <https://www.nri.com/jp/site/privacy>

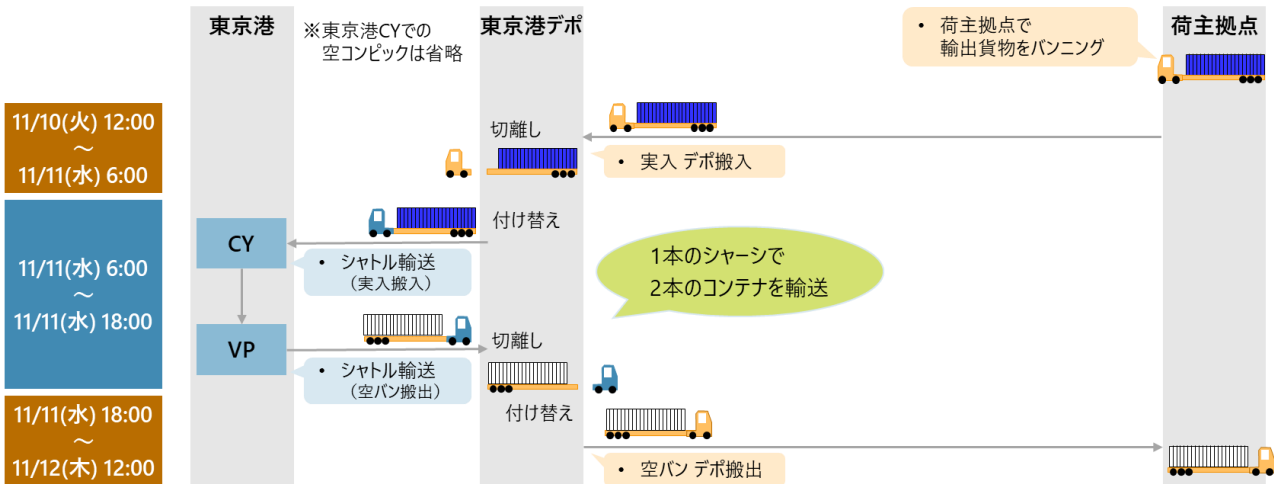
以上

參考資料

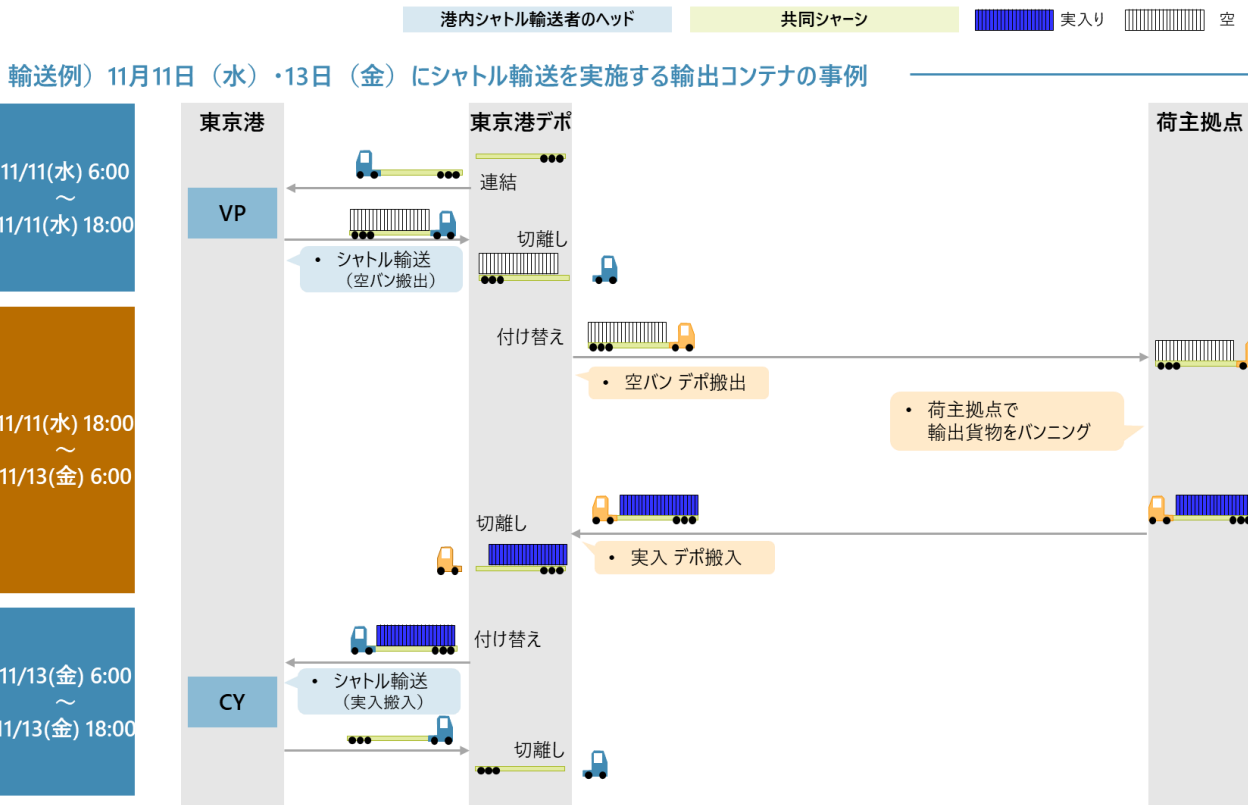
「東京港オフピークシャトル輸送事業」の活用法 | 依頼者シャーシ×輸出



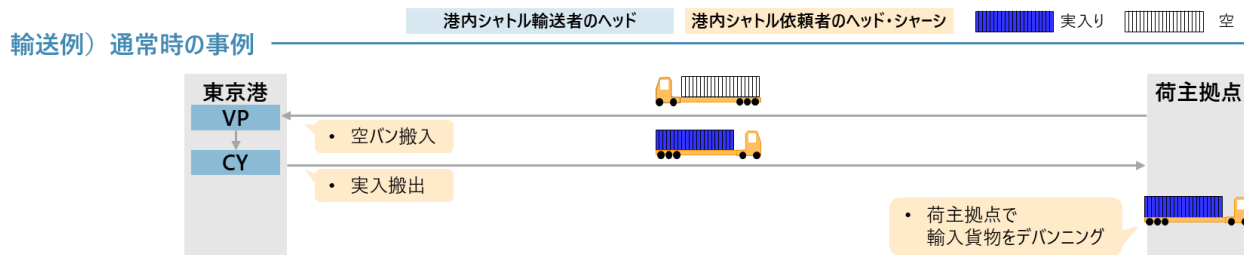
輸送例) 11月11日(水) にシャトル輸送を実施する輸出・実入りコンテナの事例



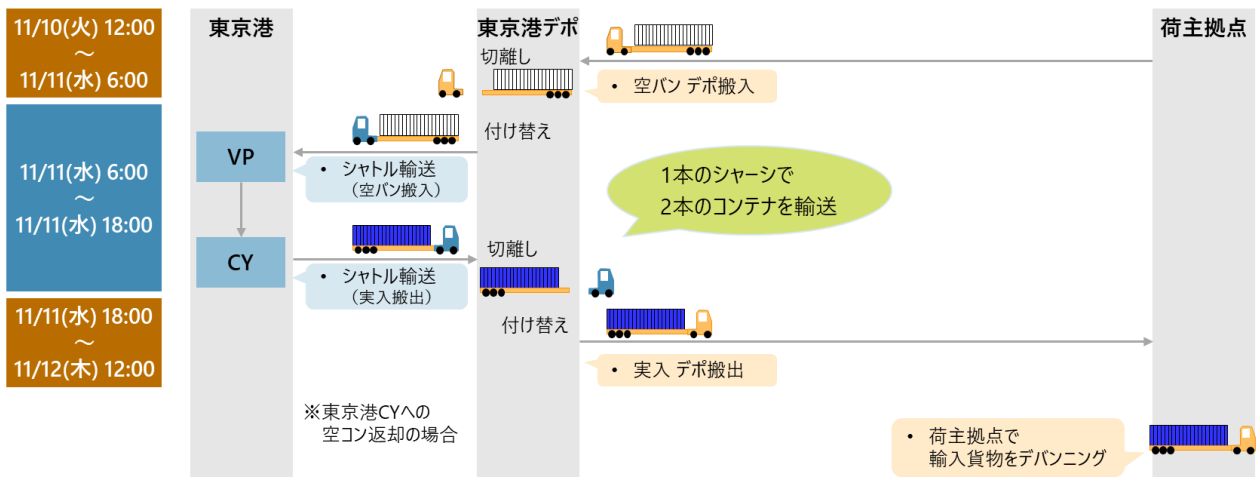
「東京港オフピークシャトル輸送事業」の活用法 | 共同シャーシ×輸出



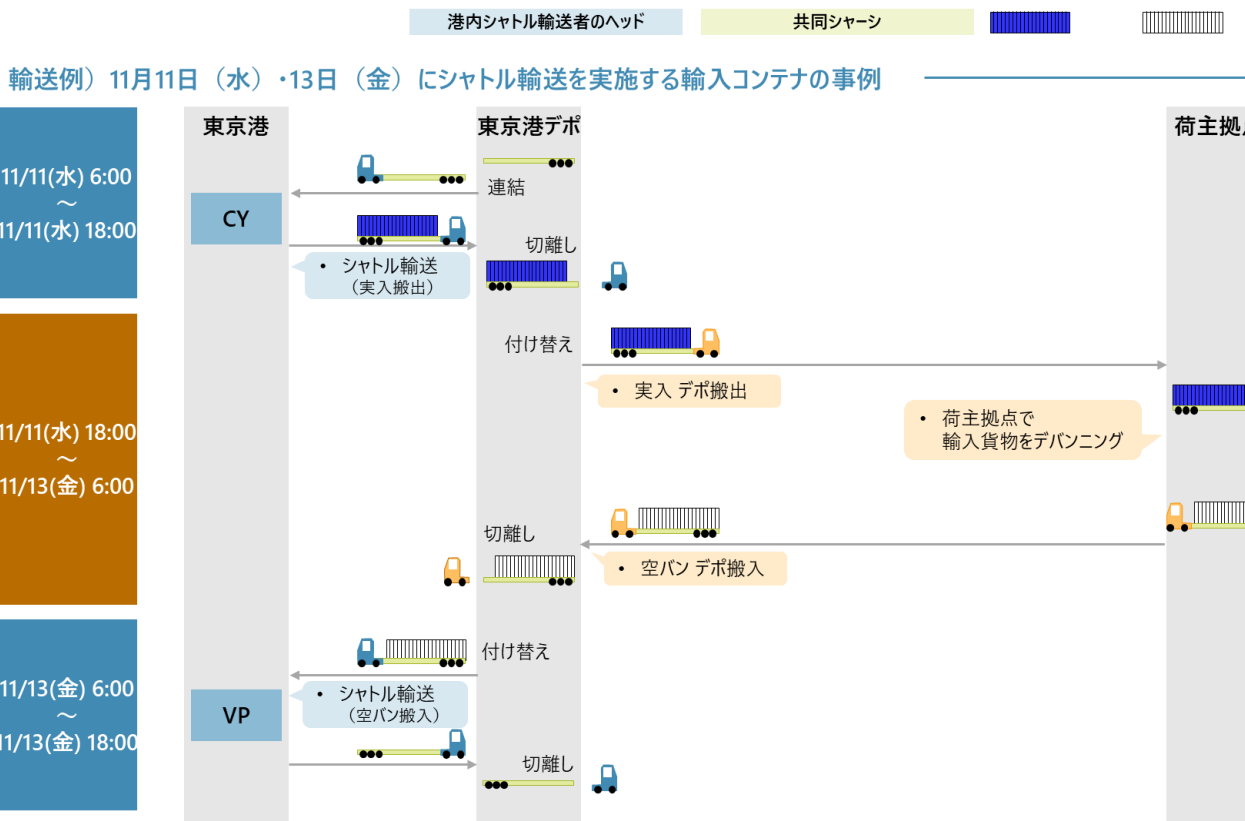
「東京港オフピークシャトル輸送事業」の活用法 | 依頼者シャーシ×輸入



輸送例) 11月11日(水)にシャトル輸送を実施する輸入・実入りコンテナの事例



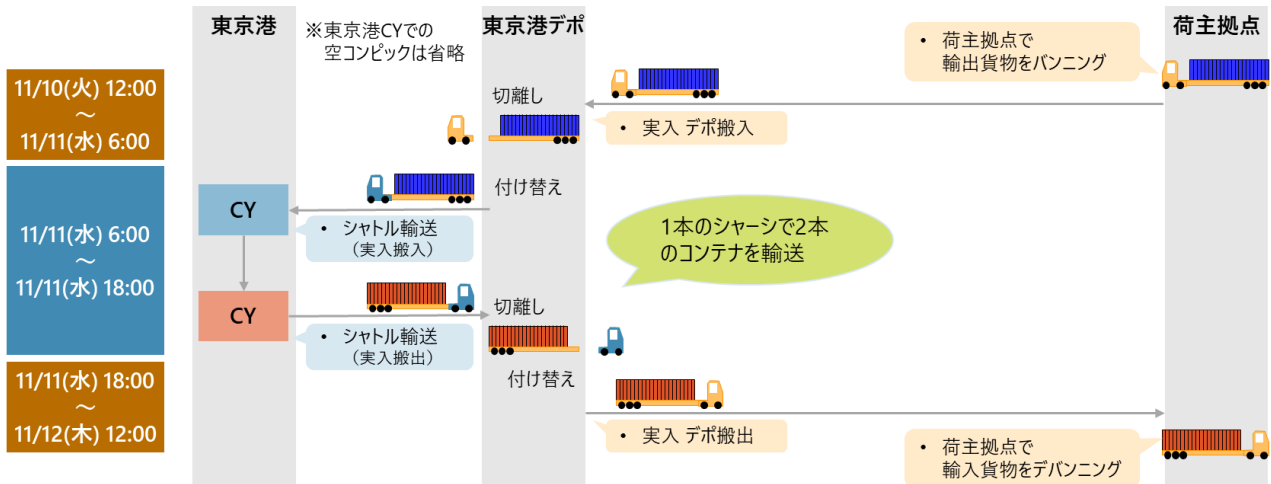
「東京港オフピークシャトル輸送事業」の活用法 | 共同シャーシ×輸入



「東京港オフピークシャトル輸送事業」の活用法 | 依頼者シャーシ×往復実入り



輸送例) 11月11日(水)にシャトル輸送を実施する輸出・実入りコンテナの事例



「東京港オフピークシャトル輸送事業」の活用法 | 共同シャーシ×往復実入り

